Ⅱ 対策の基本と排出量の削減状況

1 「神奈川力構想」と「神奈川県環境基本計画」

本県におけるダイオキシン類対策は、本県の平成18年度までの総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」、平成19年度から平成22年度までの総合計画として平成19年7月に新たに策定された「神奈川力構想・実施計画」において、主な施策の1つに位置づけた「化学物質などの環境影響低減化の推進」の中で、事業者による化学物質の自主管理の推進や排出量削減指導を行うことで取り組んでいます。

また、「神奈川県環境基本計画」においても、平成21年度までに取り組むプロジェクトの一つに「化学物質による環境影響低減対策の推進」を設定しており、その構成事業として「ダイオキシン類対策の推進」を位置付けているとともに、法の施行や常時監視等に係る業務の一部については市町村とも連携して取り組んでいます。

■ 神奈川県環境基本計画における「ダイオキシン類対策の推進」事業の概要

- 1 ダイオキシン法に基づき、特定施設の設置者に対する規制と指導等を行います。
- 2 ダイオキシン法に基づき、県内の大気、公共用水域*4、土壌等について環境汚染の実態を把握し、環境基準 の適合状況の確認等を行います。
- 3 常時監視等においてダイオキシン類濃度が環境基準を超えた地域等について、追跡調査を実施し、発生源の 把握と対策に努めます。これらの地域等については、継続的にモニタリング調査を実施し、汚染の拡大防止に 努めます。
- 4 県内に流通している食品から県民が摂取するダイオキシン類の量を調査します。
- 5 県内の浄水場の原水及び浄水を対象にダイオキシン類濃度を調査します。

2 環境基準の達成状況

本県が平成18年度までに実施したダイオキシン法に基づく県内の大気、水質、底質及び土壌の常時監視及び環境実態調査において環境基準を超過したのは、平成14年度における1地点(地下水)のみでした。(⇔9ページ)この常時監視及び環境実態調査の結果を見ると、大気及び水質中のダイオキシン類濃度は一部の水域を除き環境基準値を大幅に下回り、低いレベルで推移しています。(⇔13、15ページ)

また、常時監視とは別に引地川水系のダイオキシン汚染 (⇔24ページ)に付随して平成12年に実施した河川の緊急調査において、環境基準を超過した河川については、原因究明や汚染原因者の指導を行うとともに、関係市町村と連携を取りながら、重点的に継続監視を実施しています。 (⇔22~25ページ)

3 排出量の削減状況

「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」(平成19年12月 環境省)によれば、ダイオキシン類の排出量は年々減少しており、平成18年は、全国で289~317g-TEQと推計されています。(⇔3ページのコラム参照)

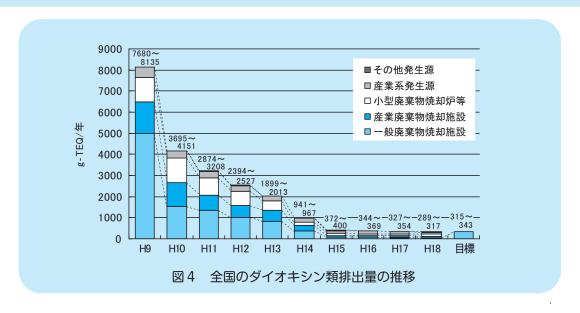
特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)」に基づく廃棄物焼却施設からの大気への排出量は平成9年の約1.8%までに激減し、排出量全体に占める割合も、平成14年までは全体の5割を超えていましたが、平成18年は約4割までに減少しています。

一方、廃棄物処理法対象外の小型焼却炉等の全体に占める割合は約3割と、平成14年と比較して増加しており、また産業系施設(製鋼用電気炉等)は同様に約3割と推計されています。

なお、環境中へと排出されたダイオキシン類のほとんどが大気中に排出され、水域への排出量は、全体の約0.6%と推計されています。

■ 国におけるダイオキシン類削減目標とその達成状況

国では、ダイオキシン類の排出量の削減目標を、「ダイオキシン対策基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)において「今後4年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減する」と定めるとともに、ダイオキシン法第33条第1項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(以下「削減計画」といいます。)」においては、「平成14年度末のダイオキシン類の排出目標量を843~891g-TEQ」(平成9年の推計排出量に比して88.2~88.5%減)と定めていますが、平成15年の推計排出量はこれらの目標を達成したものとなっています(図4)。さらに平成17年6月に変更した「削減計画」においては、平成22年において、平成15年の推計排出量の15%削減を目標に設定しましたが、平成18年の推計排出量は削減目標を下回る約20%削減を達成しており、順調に削減が進んでいます。

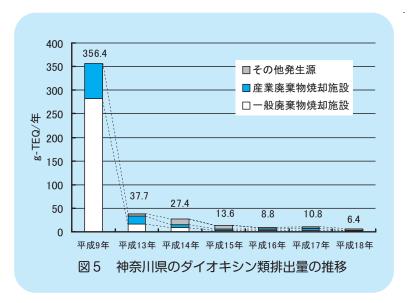


本県では、平成12年4月に環境基本計画の見直しを行った際、ダイオキシン類の県内排出量を平成9年に比べ、平成14年までに9割以上削減するとともに、平成15年以降も可能な限り削減するという目標を立てております。この目標については、平成14年度に92.3%の減少を達成し、平成15年以降についても平成16年度は97.5%、平成18年度は98.2%と削減を進めています(図5)。

(本県における排出量の推計については、【推計方法】参照)

【推計方法】

- 平成9年は、排ガス量原単位**5を用いて 推計しました。なお、その他の発生源への 排出量は推計していません。
- 平成13~17年度は、事業者の自主測定 結果、県や市の検査結果をもとに算出しま した (データが複数ある場合は、最も高い 値を採用しました。)。
- 平成18年度は、事業者の自主測定結果、 県や市の検査結果、排ガス量原単位をもと に算出しました(データが複数ある場合は、 最も高い値を採用しました。)。
- 自主測定が未報告の施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」の施設規模区分別の平均年間排出量を用いて推計しました。
- 年度途中に廃止された施設の排出量は、 「ダイオキシン類排出量の目録」に従い年 間6ヶ月稼働と見なして推計しました。



^{※5 「}排ガス量原単位」とは、焼却する廃棄物の種類毎に設定した標準的な排ガス量(乾き排ガス量)をいいます。